入所説明会



Mail

令和4年11月

NPO法人 学童保育たんぽぽ 港南区笹下5丁目12-15エミューズ ヴィラ1F TEL 045-847-1891 携帯 090-5661-7557

tanpopo.family@gmail.com

学童保育とは

近年、働く女性や核家族が増えています。共働き家庭やひとり親家庭の小学生の子どもたちは親が仕事をしているため、放課後や長期休み、突然の休校などの学校休業日には子どもだけで過ごすことになります。

このような子どもたちの毎日の放課後(学校休業日は一日)の生活を守る施設が学童保育です。学童保育に子どもたちが入所して安心して生活が送ることができることにより、 親も安心して仕事を続けることができます。学童保育には親の働く権利と家族の生活を守るという役割もあります。

「ただいま!」と子どもたちは、学校からまっすぐに帰ってきます。家庭と変わらないあたたかな雰囲気の中、「おかえりなさい」と迎える専任指導員のもとで、昼間のきょうだいのような仲間と共に、楽しく放課後を過ごすことのできる生活の場所、それが学童保育です。



「働くことと子育てを両立したい」との願いが広がり、「うちの地域にも安心して子どもを入れられる学童保育がほしい」という声はますます大きくなっています。



横浜市の学童保育

横浜市では放課後児童クラブ事業として、放課後保護者のいない家庭の小学校1年生から6年生の児童を対象に、町内会・学校・父母の代表者や民生・児童委員、青少年指導員等の方々で組織された地域の運営委員会等に補助することにより実施しています。

国や市は、「学童保育」という名称を「放課後児童クラブ」に変えましたが、長年慣れ親しみ使っている「学童保育」と私たちは愛着を持って今でも呼んでいます。

保護者の就労を守る場でもある学童は、放課後・土曜日・夏休み等の長期休業日や、突然の休校などにも 対応しています。(施設により異なります) 横浜市の学童保育は、市の補助事業として 運営されており、一定の条件と対象児童の 人数により以下の通り分かれています。

規模	対象児童	職員配置	
小規模 学童	10名~19名	常勤職員1名、非常勤職員2名	
標準学童	章 20名~40名	常勤職員2名、非常勤 職員1名	
大規模 学童1	41名~80名	常勤職員2名、非常勤 職員2名	
大規模 学童2	81名~120 名	常勤職員2名、非常勤職員2名	
大規模 学童3	121名~	常勤職員2名、非常勤 職員2名	



学童保育たんぽぽについて(1)

「学童保育たんぽぽ」設立の経緯

「たんぽぽ」は、平成7年(1995年)4月、日下小学校の学区内に保育所の設立を願う 親たちの運動で生まれました。そして、翌平成8年4月、地域のご協力を得て、横浜市の委託 条件(当時)を満たすことができ、横浜市委託学童保育所となりました。

その後、横浜市の制度移行によって平成18年度より委託事業から補助事業へと変わり、現在の「学童保育たんぽぽ」は横浜市からの補助金と保育料によって運営されています。

また、たんぽぽは、平成26年度より日下小前の第2古林荘から、笹下5丁目の新築施設に移転しました。これにより、平成27年度からスタートした子育で支援新制度にも適合している耐震基準と面積を確保した安全な施設での運営となっています。

学童保育たんぽぽについて(2)

運営主体について

学童保育たんぽぽは、発足当初より地域の方々による運営委員会と保護者会による任意団体として運営してきました。その実情は、必要となる資源を保護者の努力に依存しているため、安定した運営を継続させることが困難でした。また、これまで受け継いできたたんぽぽの保育の質を今後も維持し、向上させていくためには現状の任意団体のままでは限界がありました。

「この学童保育たんぽぽを守りたい。未来に続く多くの子どもやその親たちにも今のたんぽぽを継承したい。」そのような強い思いから、より社会的信頼を得られるNPO法人を設立することとなりました。

そして、NPO法人を平成27年2月24日に設立し、同年4月1日の運営から学童保育たんぽぽは、NPO法人による運営に移行しました。

多くの学童保育所が運営委員会方式で運営されている中で、学童保育たんぽぽは平成27年度より法人化となったことから、保護者に対する運営の負荷が軽減されています。

保育概要

対象児童・定員・体制

対象児童

小学1年生から6年生までの児童が対象。 その他、理事長が入会を認めた場合。

員 55名 ※ 2022年10月現在・・・在籍数44名

指導員

- 正規指導員 3名
- ・補助指導員、アルバイト 保育状況に応じて若干名



開所日 • 開所時間等

開所日 • 開所時間

•月~金曜日 放課後~18:00 土曜日・学校休業日 8:30~18:00

※上記の他、延長保育(朝・夕)があります。

- ・土曜保育は、希望者のお申し出により、対応します。
- ・保育希望の場合は、1週間前(土曜日)の保育時間内(18時まで) に利用時間をお申し出下さい。
- 毎週土曜日の保育を希望する場合は、その旨をお申し出ください。その場合は、欠席する場合のみ 1週間前(土曜日)の保育時間内にご連絡をお願いします。
- 基本的にお仕事で保護者が不在の児童が対象です。

- 学校休業日(1日保育)
 夏・冬休み、運動会等土曜日に行われる学校行事の振替休日
- 大雪・台風などによる警報が発令され、午前6時の時点で学校が臨時休校になった場合 ※指導員の通勤状況により、8:30以降の開所になる場合もあります。



延長保育

延長保育(朝・夕)

延長保育時間は以下の通りです。

・月~金曜日・土曜日・学校休業日18:00~19:008:00~8:3018:00~19:00

延長保育を毎日利用する方は、事前にその旨をお申し出ください。

単発、または急な残業等による利用の場合は、当日の18時までにご連絡ください。 メールでも受け付けます。

土曜日や1日保育のときの、朝の延長保育の利用については、土曜保育の希望連絡の時か、 利用前日の18時までにご連絡ください。

夏休みなど長期休暇中に朝の延長保育を利用する場合は、事前にお渡しする出欠表にて頼ください。

閉所日•欠席•緊急時対応

閉所日

- ・日曜、祝日および同振替休日
- 年末年始(12/29~1/3)
- その他、年間予定表にて定めた日

欠席時やその他の連絡

- 欠席する際は、学童固定電話(留守電) 又は、学童メールに必ずご連絡下さい。欠席理由も差し支えない範囲でお教え下さい。ご連絡のない場合は、こちらからお電話させていたきます。
- ・ 土曜保育や一日保育当日の出欠変更等の連絡は、10時までにご連絡下さい。おでかけ保育日は、集合時間の30分前までにご連絡下さい。
- 緊急の場合は、保育時間外でも指導員携帯電話に連絡可能です。お子さんの気になる様子等ありましたら、指導員にご遠慮なく連絡ください。
- 保育時間内(14:00~18:00)の連絡は、① 学童固定電話 045-847-1891② 学童携帯電話の順にお願いします。
 ※メール不可(延長申込みは除く)
 メールでのご連絡は18:00~翌14:00迄でお願いします。

緊急時の対応

- ・ 別途マニュアルがあります。 ※「緊急時の対応について」参照
 - ※手引きと同様、大切なことが書かれていますので保管をお願い致します。
- 日下小学校・洋光台第一小学校以外の児童については原則、各家庭での対応とさせて頂きます。



緊急時対応

ケガや病気への対応

☆保育中にケガをしてしまった時は・・・

応急処置をし、程度に応じて医療機関での受診が必要と判断した場合、保護者に連絡後、近くの病院に連れて行きます。

☆保育中に具合が悪くなったら・・・

保育中お子さんの健康状態が思わしくない時は、なるべく早目のお迎えをお願いします。

◎ウイルス性や感染症の場合は、他の児童に広がる可能性がありますので、発熱・下痢・嘔吐など体調が思わしくない時は お休みをしてください。その際、指導員までご連絡をお願いします。 情報共有の必要性を考え、個人情報は伏せた上で一斉メールでお知らせさせていただきます。 また、同居家族がインフルエンザに感染した場合、なるべく登所はお控えくださいますよう、ご協力お願いします。

※当学童では万一の事故に備えて賠償責任保険に加入しています。

アレルギーについて

食物アレルギーやアレルギー疾患をお持ちの児童は事前にお知らせください。また、「児童健康台帳」にご記入ください。 可能な限り、対応させていただきます。

保育状況の共有

毎月発行するお便り「たんぽぽわたげ便」と連絡帳で日頃の保育の様子をお知らせします。 保育中の様子など、気になることがありましたら、指導員までご連絡ください。



保育料等

保育料等費用の種類と料金

支払時期	費用名	参照項番
入会時に必要な費用	入会金	$\rightarrow 1$
年度初めに必要な費用	傷害保険料	$\rightarrow 2$
毎月必要な費用	月額保育料 運営管理費	<u>→3</u> →4
	延長保育料	→5
その他費用	おでかけ保育時交通費等	>⑥

保育料等

- ① 入会金
- ・一人につき 15,000円
- ② 傷害保険料
- 一人につき 2,500円/年(年度始めに-括)
- ③ 月額保育料

保育料(一人あたり)	料金
共働き家庭(1~4年生)	17,000円
共働き家庭(5~6年生)	14,000円
ひとり親家庭 ※	13,000円
横浜市就学援助・市民税非課税・生活保護家庭***	▲2,500円
上記同一家庭の2人目以降	▲2,000円
保護者の病気療養等による減免	13,000円



※詳細は、「手引き」をご覧ください。

保育料等

- ④ 運営管理費・運営に関わる管理費として一世帯につき 2,000円/月
- ⑤ 延長保育料 (朝・夕)

_							
延長時間			延長保育料(一人につき)				
		延長時間	右に該当しない児童	障害のある児童、個別支援学級に在籍して いる児童、及び登下校時に特別な配慮を要 する児童			
	朝	8:00~ 8:30	300円/回 (上限)3,000円/月	150円/回 (上限)1,500円/月			
	夕方	18:00~19:00	500円/回 (上限)4,000円/月	250円/回 (上限)2, 000円/月			

^{*}延長保育料(朝・夕)は、月締めとし、翌月清算とします。

⑥ その他の費用

おでかけ保育・・・・ おでかけの際の交通費、入館料、引率指導員の費用等の実費



保育料等(納入方法)

毎月の納入方法は、原則として自動引落しにてお願いいたします。

自動引落し

要:保育料等の集金業務を代金回収受託会社に委託し、毎月決まった日に保護者の方々の預金口座より自動引落しで集金を行います。

:毎月27日に翌月分をお引落しします。但し、延長保育料は翌月27日の引き落としとなります。(27日が銀行休業日となる場合は、その翌営業日となります)

金融機関:都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、JAバンクなどからの引き落としが可能です。詳しくは別紙にてご案内します。

手続き : 事前に「預金口座振替申込書・自動払込利用申込書」をご提出いただきます。

振 込

入会金、初月保育料、入会年度の傷害保険料につきましては、指定の銀行口座に振込をお願いいたします。詳細は別紙にてご案内します。 また、自動引落しの書類手続きが支払期日までに完了しない場合も、お振込にてお願いいたします。

なお、振込手数料はご負担くださいますようお願いいたします。

保育料等(諸注意)

- ・保育料や延長保育料の費用、減免制度等は、毎年の児童数や市の補助額により、内容・料金を見直すことがあります。
- 特別な事情があり且つ理事長が認めた時、保育料を減免する場合があります。
- ・児童が1ヶ月に1度も登所しなかった場合でも、保育料の返金はいたしませ
- 引落し日に引き落としができなかった場合、期日までに振り込みがされない 場合は、督促状をお送りします。なお、支払期日を過ぎた場合は、事務手数 料をご請求させていただく場合があります。
- 保育料を3ヶ月滞納されますと通所停止となります。3ヶ月以上滞納された 保育料には1割の延滞金を加算させていただきます。
- また、3ヶ月以内の滞納であってもその頻度が多く運営上支障がある場合 利用の継続をお断りする場合があります。 必ず期限までに納入をお願いします。

入会申込み

入会申込について

期日までに、「放課後児童クラブ入会申込書」を提出して下さい。 市の補助金にて運営している関係上、新年度からの入会を希望されるかたには、申込 期日を設定させていただいておりますので、ご協力のほどお願いいたします。

第1次申込期限:令和4年11月26日(土)

募集人員には余裕がありますが、万一募集人員より申込数が上回った場合、抽選とさせていただきます。

また、それ以降でも定員に余裕がある場合には、2次申込を実施いたします。その場合は別途告知いたします。



入会手続き

入会に必要な書類

入会時には以下の書類を提出していただきます。

- 放課後児童クラブ入会申込書
- 児童票
- 児童健康台帳1,2
- 誓約書
- 預金口座振替申込書 自動払込利用申込書
- ・情報媒体への掲載に関する同意書
- Wi-Fi接続に関する同意書

なお、提出後に変更が生じた場合は、速やかに お知らせください。

入会時面談について

- ◆入会前の3月中に個人面談を行います。
- ◆保育園・幼稚園等での様子やご家庭での様子をお伺いします。また、児童健康台帳を基に成育歴をお伺いします。指導員からみて、特別な配慮が必要と考えられる場合は、別途書類の提出を依頼します。



休会•退所

休会

- ▶児童が健康上等やむを得ない事情 (①児童の入院、②児童の利用拒否、③保護者の入院等※) で1か月に1度も学童に来られない場合は、最長3か月まで休所することができます。なお、この期間中の保育料は全額免除されます。 ※「横浜市放課後児童健全育成事業の手引き」に記載の通り
- ▶休会期間中は、当該児童の兄弟(2人目以降)の保育料は減免しません。
- ▶休会を希望する場合は、事前に指導員までお知らせ下さい。

上記以外の理由で休会を希望する場合は、別途ご相談下さい。



休会•退会

退会

学童保育は、引越しや保護者の就労状態の変更などやむを得ない事情を除いて、1年間(4月~翌年3月)の在籍を前提とします。学童運営の基本が年度単位で考えられているためです。

やむをえない理由で年度途中に退所を希望する場合は、退会1か月前までに指導員にご相談下さい。

なお、原則として退会は月末とし、月途中での退会はできません。

退会することが決まりましたら、退会月の10日までに「放課後児童クラブ退会届出書」をご提出ください。



たんぽぽの生活① ~放課後の場合~

下校

1年生は、入学後1カ月程度まで指導員が学校まで迎えに行き、 一緒に学童に行きます。

その後、子どもたちの様子をみてクラス別・男女別等で帰宅します。





昼食(12:15)

入学式後の2~3日は給食がありませんので、手さげ袋などにお弁当を持たせて下さい。

たんぽぽの生活① ~放課後の場合~

遊び (15:00~17:00)

雨の日以外、笹下中央公園に遊びに行きます。 行きたくない子に対して無理強いはしません。おやつ前 おやつ後もしっかり遊ぶことができます。





おやつ (15:00~16:20)

子どもたちのおたのしみの一つのおやつ。毎日"今日のおやつは何?"と楽しみにしてくれています。

週に1~2回手作りおやつの日があり、人気メニューはクレープ、おにぎり、めん類などです。15:00~16:20の間で自分の好きな時間に食べることができます。また、食器洗い等の片付けも当番制で行っています。



たんぽぽの生活① ~放課後の場合~

学習タイム (17:00~17:20)

毎日20分程、学習の時間を設定しています。宿題は学童で終わらせる約束をするなど、お子さんと十分な話し合いをして下さい。 指導員が一人ひとりに付き添い宿題をみることはできません。もちろん、わからないところは力になります。また、やっていない子にはやるよう声かけはしますが、あくまでも宿題は学校とご家庭の指導範囲と考えています。





帰りの会 (17:25)

子どもの司会進行で、楽しかったこと嫌だったことなどをみんなの前で発表します。

宿題やお手伝いすると「ポイント」が付きます。ポイントがたまるとすてきな商品がもらえます。保護者にも何を持ち帰っているかメール等でお知らせします。



たんぽぽの生活① ~放課後の場合~

帰宅 (17:30~18:00)

帰宅方法には、<u>保護者のお迎え、希望時間に帰宅する自主帰り</u>、 17時30分に出発する<u>指導員による「送り」</u>があります。 帰宅方法は、保護者の判断にお任せしていますが、18時以降は必 ず保護者お迎えとさせていただいております。





延長保育 (18:00~19:00) ※別途料金 部屋の中で静かに過ごして保護者のお迎えを待ちます。

学童以外のお友だちと遊ぶことができます。詳細は「ご利用の手引き」をご覧ください。



たんぽぽの生活② ~一日保育の場合~

運動会等の振替休日、長期休暇(春・夏・冬休み)中はお出かけ保育を行っています。 お出かけ保育日は、学童での保育はありませんのでご了承ください。

「おもちゃの日」を設定しています。自分のおもちゃを一つ持参できます。詳細は別紙 の「ゲームについてのお約束」をご覧下さい。

※現在、お出かけ保育は実施しておりません。



年間行事予定

春 入卒式

新1年生歓迎会

夏 地域の夏祭りへの参加

親子キャンプ

秋 日下たんぽぽまつり こうなん子どもゆめワールド

冬 お餅つき会

卒業旅行





※現在、お出かけや集団行動となる行事は中止や縮小して実施しています

登所、帰宅

登所(学校→学童)

1年生は、入学後の1か月程度、 学童指導員が学校まで迎えに行 きます。

その後状況を見つつ、子どもた ちと話し合い、クラス別等のグ ループで下校します。





登所、帰宅

帰宅(学童→自宅)

- 18時以降は、必ず保護者のお迎えをお願いします。
- 18時までであれば、子どもだけでの帰宅は可能です。

◆指導員による「送り」 平日、17時30分に学童を出発して、打越交差点まで指導員引率による「送り」を行っています。打越交差点(アルシニア調剤薬局前)で解散しますので、原則として、そこから自宅までひとりで帰ることができ、家のカギを持っている子とさせていただきます。解散場所で保護者のお迎えを指導員が一緒に待つことはできませんのでご了承ください。

車での送迎

駐車スペースは、玄関前及び施設脇の駐車場(16番)の2か所があります。 保護者のお迎えを、お車でされる場合は事前に指導員へお知らせください。



保護者会

平成27年度から、NPO法人による運営に移行したことにより、 保護者会組織は解散し、毎月の保護者会開催は現在行っており ません。

年に数回、事務局が開催する保護者会では、学童保育の運営状況についてご説明をします。

また懇談会では日頃の保育報告、子育ての悩みを相談し合える場にしていきたいと思います。





ありがとうございました。

